

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、上峰町長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 4 年 11 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（デジタルカラー撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間 令和 4 年 9 月 16 日から令和 5 年 3 月 15 日まで
- 3 作業地域 三養基郡上峰町全域